

大田市職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月25日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第29号

大田市職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の勤務時間に関する規則（平成17年大田市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務等を命ずる時間及び月数の上限）

第8条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
- (2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

2 任命権者は、臨時的な特別の事情（一時的又は突発的な業務量の増加等の事情であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第5項の規定により同条第3項の限度時間を超えて労働させることができる時間を定めることができることとされているものをいう。）により前項各号に規定する時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
- (2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前1月、2月、3

月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

3 任命権者は、大規模な災害への対応その他の真にやむを得ない事由によって、臨時又は緊急の必要がある場合には、その必要の限度において第1項各号又は前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずることができる。

4 任命権者は、前項の規定により、第1項各号及び第2項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。